



小・中学校で 2学期から 給食無償化を行います

本市では、令和7年度2学期から「子育て世帯の経済的負担の軽減」を目的に、小・中学校において無償で給食を提供し、小・中学校で給食を食べていない児童生徒の保護者に対して、食料費相当額の給付を行います。

対象者

- ◇本市に居住する全ての児童生徒の保護者
- ◇区域外就学で市外から本市の小・中学校に就学している児童生徒の保護者

市立小学校に通う児童

- ◇小学校給食の無償提供
- ◇食物アレルギーや不登校などで給食（牛乳を含む）の提供を受けていない児童は、給食を停止した日数の給食費相当額を小学校から給付

※詳しくは、在籍している小学校に問い合わせてください。

市立中学校に通う生徒

- ◇ランチ給食、牛乳の無償提供
- ◇ランチ給食を注文しない場合（弁当携行、パン注文）は、ランチ給食提供日のうち、注文しなかった日数分のランチ給食相当額を教育委員会から給付
- ◇食物アレルギーなどで牛乳を飲んでいない生徒は、不提供の日数分の牛乳代相当額を中学校から給付

※ランチ給食は教育総務課、牛乳は在籍している中学校に問い合わせてください。

私立学校・県立学校などに通う児童生徒

申請に基づき、本市立学校における給食食料費相当額（牛乳分含む）を給付します。

対象者

私立学校、県立・国立学校、特別支援学校などに就学している児童生徒

申請方法

給付を希望する児童生徒の保護者は、「大野城市学校給食給付金申請（私立・県立学校等）」で申請

申請期間

当該年度の末日まで

給付要件

- ◇本市に居住している（住民票がある）
- ◇他自治体や団体（学校など）から給食費の支援を受けていない
- 同意事項 給付要件確認のため、住民票調査や所属学校などに調査を行います。



大野城市
学校給食給付金申請
(私立・県立学校等)

給付時期

本市立学校の各学期終了後に支給（年3回）（令和7年度は2回）

税法上の取り扱い

◇本事業の給付金は、税法上の「雑所得」に当てはまり、課税所得となります。

◇一般的な給与所得者（会社員など）については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合、確定申告は不要です。

※所得税の確定申告や住民税の申告が必要な場合があります。

令和7年度給食費（1食単価）

- ◇小学校 358円（牛乳代含む）
- ◇中学校 ランチ給食340円、牛乳代68円

給付金について

◇本市の給食無償化は、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に実施しています。

◇給付金は、こどもの健全な発達や健康増進を図るため、こどもの昼食費として給付するものですので、昼食に要する費用に活用してください。



大野城市の
給食無償化について
(市ホームページ)

問い合わせ先

教育総務課教育総務担当
☎(580)1902